

日高町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 日高町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年度(34年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(一部)
処理区域内人口密度	13.2人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	3区(日高地区、富川地区、門別本町地区)		
処 理 場 数	3箇所(日高浄化センター、富川浄化センター、門別浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和4年度に富川処理区と門別処理区の統合検討を行い、門別処理区の汚水を富川処理区に統合する方針とした。これに伴い、門別浄化センターを廃止とし、新たにマンホールポンプ所を1箇所増設することで、富川処理区へ汚水を圧送する計画であり、令和12年度の供用開始見込である。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料:8㎡まで 1,517円 超過使用料:8㎡を超えるもの 1㎡につき223円 ※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	【公衆浴場】 基本使用料:100㎡まで 3,960円 超過使用料:100㎡を超えるもの 1㎡につき39円 ※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	4,190 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	3,743 円
	令和3年度	4,190 円		令和3年度	3,843 円
	令和4年度	4,190 円		令和4年度	4,170 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>【日高地区】 日高総合支所地域経済課農林・水・環境グループにおいて下水道事業(特定環境保全公共下水道事業)を管理しており、令和5年度現在、技術・管理業務は簡易水道業務との兼務で2名が従事しております。</p> <p>【門別地区】 水・くらしサービスセンター下水道グループにおいて下水道事業(特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業)を管理しており、令和5年度現在、技術・管理業務は2名が従事、経理業務は上水道業務との兼務で1名が従事しております。</p>
事業運営組織	<p>当町は平成18年3月に旧日高町及び旧門別町で飛び地合併をしており、日高地区(旧日高町)は日高総合支所地域経済課、門別地区(旧門別町)は水・くらしサービスセンターが所管しております。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>処理場運転管理業務、電気保安業務、汚泥運搬業務、処理施設清掃業務、施設情報システム管理業務、エネルギー管理業務、放水路清掃業務、マンホールポンプ所清掃業務、管渠清掃業務、マンホールポンプ所緊急出動業務を民間業者に委託しております。</p>
	イ 指定管理者制度	<p>処理場運転管理業務について民間委託を行っており、現在の民間委託を今後も継続する予定であるため、指定管理者制度については未検討です。</p>
	ウ PPP・PFI	<p>処理場運転管理業務について民間委託を行っており、現在の民間委託を今後も継続する予定であるため、PPP・PFIについては未検討です。</p>
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和3年度決算の本町公共下水道事業における「経営比較分析表」は、次頁のとおりとなっています。
 経常収支比率は概ね類型団体と同水準となっており、若干の黒字決算となっている。
 経費回収率や流動比率等の主な経営指標は、全国の類似団体平均値を下回っている状況であり、維持管理費や施設規模の見直しによる支出削減や、一般会計繰入金の基準外繰入金の抑制を図る必要がある。
 施設の更新については、処理場施設をストックマネジメント計画に基づき改築更新事業の実施を予定しています。
 また、処理区統合を予定しており、門別浄化センターについては廃止を予定しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和4年度策定「下水道事業計画」及び、令和5年度12月公表の「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計値に基づき、設定しています(中間年度は比例補間値)。

(2) 有収水量の予測

有収水量の将来予測は、汚水処理水量の将来予測に対する有収水量比率から推計する。行政人口及び処理区域内人口の減少に伴い、有収水量が減少傾向で推移する見込です。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い、使用料収入についても同様に減少傾向となる見込です。

(4) 施設の見通し

・管路施設については、昭和60年度～平成11年度頃までで現有の資産の大半を建設しており、令和5年度時点では経過年数が40～25年程度となっている。経営戦略期間の後半では、大半の管路施設が経過年数30年を越えることとなるため、点検・調査を実施しリスク評価を行い、ストックマネジメント計画と併せて次期計画見直しにおいては改築を検討する必要があります。
・処理場については、ストックマネジメント計画に基づき、健全度の低いものから改築・更新を進めます。

(5) 組織の見通し

本事業ではこれまで経営の効率化の観点から職員数を適正化してきました。
今後も限られた人材の中での適正な維持管理を目指し、効率的な包括委託の実施を検討していく予定です。

3. 経営の基本方針

供用から34年が経過し、これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の大きな負担や維持管理費の増加傾向から、厳しい経営を強いられており、さらに今後は維持管理面において、老朽化していく施設の長寿命化等を検討しなければならない時期を迎えています。人口減少や高齢化が進む中で、適切な財政計画を策定し経営改善につなげなければなりません。

また、平成31年4月に公営企業会計を適用し、独立採算性及び企業活動の透明性を高め、更なる経営状況の明確化を図ります。
第2次日高町総合振興計画において、基本構想と基本計画を定めています。

1. 基本構想

下水道施設・設備の適切な維持管理及び計画的な整備により、汚水の適正処理や大雨時の浸水防止に努めます。

2. 基本計画

① 下水道施設・設備の維持・充実

雨水処理については、新たな排水区の整備計画の策定を進め、公共下水道区域内における大雨時の浸水防止を図ります。
また、汚水処理については、施設の維持管理や法定耐用年数を経過した管路の更新を行います。

② 浄化センターの維持・充実

浄化センター施設・設備は、長寿命化計画やストックマネジメント計画の策定により計画的な更新を行い、効率的・永続的な汚水処理能力の確保を図るとともに、機能強化対策を進めます。
また、適正な維持管理をめざし、効率的な包括委託の実施を検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>ストックマネジメント計画において整理したリスク評価結果により抽出した対象施設について、計画的な改築更新事業を実施して災害に強い下水道施設の構築を行います。 令和4年度に実施した処理区統合検討に基づき、統合に向けた事業を実施し令和12年度の供用開始を目指します。</p>
-----	---

経営戦略の計画期間(10年間)において、以下の事業費を見込んでいます。

「管渠、処理場等の建設・更新に関する事項」

- ・管渠の改築更新に関する事業費
期間：R6～R15
金額：約575百万円
- ・処理場(土木建築)の改築更新に関する事業費
期間：R6～R15
金額：約485百万円
- ・処理場(機械電気)の改築更新に関する事業費
期間：R6～R15
金額：約487百万円
- ・ストックマネジメント調査・設計に関する事業費
期間：R6～R15
金額：約356百万円
- 「その他」
- ・計画変更等に関する事業費
期間：R6～R15
金額：約44百万円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>計画期間中の収支が均衡するよう財源を確保します。 経常収支比率：100% (R4 103.2%) 令和15年度の経費回収率90.0%以上確保。(R4 102.1%) (分流式下水道等に要する経費の繰出基準控除を含む)</p>
-----	---

財源見込について

- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
現行の下水道使用料体系に基づき、将来における人口減少を反映した推計値を採用しています。
 - ・企業債に関する事項
投資計画に併せて企業債借入額を計上し、企業債借入額を設定しています。
 - ・補助金に関する事項
投資計画に併せて、現行の補助制度に基づき計上しています。
 - ・繰入金に関する事項
投資事業費、維持管理費及び資本費予測に基づき、繰り出し基準に合わせて基準内繰入金を計上し、関係部署と調整して基準外繰入金を計上しています。
- 経費回収率について
分流式下水道等に要する経費控除後で、概ね90～100%程度で推移する見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
現状の職員数を維持し、直近5ヶ年の平均値を計上しています。
- 動力費に関する事項
終末処理場の流入水量予測に基づき、動力費単価を掛け合わせて算定しています(単価上昇1%/年見込む)。
- 修繕費に関する事項
直近5ヶ年の平均値を計上しています(単価上昇1%/年見込む)。
- 委託費に関する事項
投資計画における委託費及び、固定費として要する委託費について直近5ヶ年の平均値を計上しています。